

就学前教育・保育施設の利用を希望する人へ

来年4月からの教育・保育施設の利用について受け付けが始まります。

「子ども・子育て支援新制度」により、就学前の子育て支援がさらに充実。

家庭の状況に合わせて認定こども園、保育所、幼稚園を利用できます。



家庭の状況に合わせて教育・保育サービスを利用

市内には幼稚園や保育所に加え、認定こども園が創設されています。認定区分により希望に合った教育・保育が利用できます。

認定こども園／幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

※市内には、あさひこひつじ幼稚園と、うななみ幼稚園があります。来年4月、飯岡幼稚園が認定こども園に移行します。

保育所／就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わり、保育を行う施設です。

※市内には公立保育所が13施設、私立保育園が5施設あります。幼稚園／小学校以降の教育の基盤をつくるため、幼児期の教育を行う施設です。

※市内には旭幼稚園があります。

利用は三つの認定区分で

保育所、認定こども園などを利用する場合、市の認定を受ける必要があります。認定区分により保育所、認定こども園などが利用できます。

1号認定／満3歳以上で教育を希望する子ども

2号認定／満3歳以上で保育を必要とする子ども

3号認定／満3歳未満で保育を必要とする子ども

※旭幼稚園は子ども・子育て支援新制度へ移行していません。認定を受ける必要はありません。

選べる利用内容

各家庭の状況により、利用内容が選べます(左図)。

保育所などを利用する場合は、次の事由のいずれかに該当することが必要です。同居の親族が保育できる場合、利用の優先度が調整されることがあります。

〈保育を必要とする事由〉

- ① 就労や求職活動(パートや居宅内労働、起業準備など)
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病や障害
- ④ 同居または長期入院中の親族の介護や看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 就学(職業訓練校での訓練などを含む)
- ⑦ 児童虐待やDVの恐れがある
- ⑧ 育児休業中に、すでに保育所を利用していても

11月1日(火)から開始

保育所・認定こども園への入園受け付け

平成29年4月の新規入園を希望する子どもの、入園申請と認定申請を受け付けます。

入園できるのは

1号認定の子どもは認定こども園、2・3号認定の子どもは保育所か認定こども園に入園できます。

※認定こども園への入園は、市と認定こども園で協議の

上、決定します。

申請方法

10月15日(土)から各保育所や子育て支援課、認定こども園

(飯岡幼稚園を含む)で配布する申請書類に必要事項を記入し、左表により提出してください。

※市外の保育所への入園を希望する場合は、必ず子育て

支援課に事前連絡の上、11月10日(木)までに申請してください。

ハニカムで利用者支援を実施

旭市子育て支援センターハニカムでは、認定こども園や幼稚園、保育所、一時預かりなどの子育て支援事業から適切なものを選択し、利用できるように支援を行っています。

【保育所の入園・認定申請受け付け日程表】

受付時間／午前9時～午後4時

入園を希望する保育所	受付日	受付場所
海上保育所	11月1日(火)	海上支所
まんざい保育所		
おうめい保育園(私立)		
いいおか保育所	11月2日(水)	海上支所
鶴巻保育園(私立)		
ひかり保育園(私立)		
ゆたか保育所	11月8日(火)	総合体育館
干潟保育所		
古城保育所		
干潟町中央保育園(私立)		
日の出保育所		
とみうら保育所	11月9日(水)	総合体育館
共和保育所		
池の端保育所		
中央第一保育所	11月10日(木)	総合体育館
中央第二保育所		
中央第三保育所		
サンライズベビーホーム(私立)		
※3歳未満児のみ		

※希望する保育所の受付日に来られない場合は、期間中に都合の付く受付場所へ提出してください。

【認定こども園の入園・認定申請受け付け日程表】

入園を希望する認定こども園	受付開始日	受付場所
認定こども園 あさひこひつじ幼稚園	11月1日(火) ※期間や受付時間などは各園に問い合わせください。	入園を希望する認定こども園
認定こども園 うなかみ幼稚園		
認定こども園 いいおか幼稚園		

※飯岡幼稚園は来年4月から、認定こども園いいおか幼稚園に移行します。

新制度での子育てサービスの提供イメージ

満3歳以上の
子どものいる家庭



満3歳未満の
子どものいる家庭



保育を
必要としない

保育を
必要とする

保育を
必要とする

保育を
必要としない

市への申請

市への申請

市への申請

幼稚園
(3~5歳)

認定
こども園
(0~5歳)

保育所
(0~5歳)

就学前児童対象
●一時預かり、地域
子育て支援など

1号認定

1・2・3号認定

2・3号認定

認定不要

※新制度に移行しない私立幼稚園の場合、市への申請は必要ありません。

保育料などは

世帯の負担能力に応じ、市民税額を基に市が決定します。認定こども園で教育を希望する場合は

継続利用が必要と認められる場合
⑨前記に類する状態として、市が認めた場合

問い合わせ先

子育て支援課保育班

☎62・5313

合は保育料が異なることもあり
ますので、各園に確認してくだ
さい。
新制度に移行しない幼稚園の
保育料は、各園が設定します。